

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。
★本庄税務署 (☎22111:自動音声案内)

本庄税務署からのお知らせ 確定申告はお早めに!

*詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

給与所得者の確定申告

●確定申告が必要な人

給与所得者は年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

<計算式>

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。



「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を求めます。



「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ①給与収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所からの給与収入のほかに、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員やその親族の人などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人
- ⑤給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- ⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されていない人

●確定申告をすれば所得税が戻る人

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
※東日本大震災により被害を受けた人については、雑損控除の特例等の税制上の措置がありますので、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合

●納付期限と振替納税日

納期限：3月15日(木) 振替日：4月20日(金)

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

自宅のパソコンで申告書を作成! 「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面により提出することができるほか、e-Taxを利用して提出することもできます。還付申告については、平成24年2月15日(木)以前でも相談及び申告書の受付を行っています。

確定申告書は、「信書」に当たることから税務署に送付する場合には「郵便物(第一種郵便物)」又は「信書便物」として送付する必要があります。※ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポストケットでは、信書を送付することができません。

還付される税金 の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座)に限ります。

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告

平成23年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。

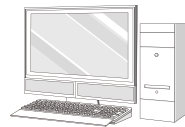
●平成23年分において消費税及び地方消費税の確定申告が必要な人

- ・平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成21年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

※課税事業者は、平成23年分(課税期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成23年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

●納付期限と振替納税日

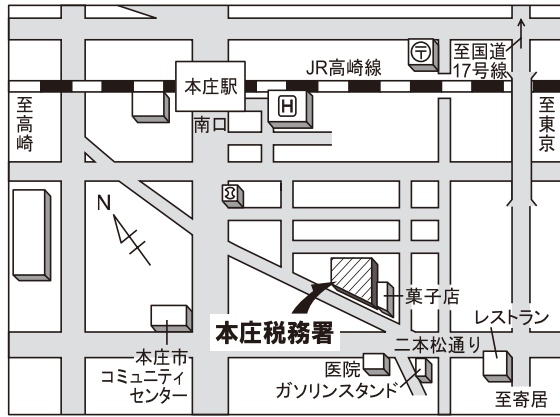
- ・納期限…4月2日(月)
- ・振替日…4月25日(水)



確定申告と納税は正しく期限内に!

所得税の確定申告は、2月16日(木)～3月15日(木)、消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。

期間間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。



災害時に手助けを希望する人に

市では、災害が起きたときに自力で避難することが困難な人(高齢者や障害者など)が安全・確実に避難できるようにするための「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、登録希望者の受付を随時行っています。また、登録台帳についても、登録者の異動や状況の変化を把握し、追加、修正等を行うことにより内容を適正に保つ必要があります。

民生委員が訪問活動を行います!

このようことから、状況の把握が必要と思われる独り暮らしの高齢者等について民生委員が2月初旬～3月中旬の期間にご自宅を訪問し、制度や登録申請について説明をさせていただきます。みなさんのご協力をよろしくお願いします。
*お問い合わせは左記へ
★制度全般に関すること：社会福祉課 ☎1142・☎231963

★障害者の登録に関すること：障害福祉課 ☎1125・☎231963
★高齢者の登録に関すること：介護いきがい課 ☎1127
★制度全般、障害者、高齢者の登録に関すること(児玉総合支所)：市民福祉課 ☎71331(内線313)・☎71630

土地付き建物を公売します

市では、市税の滞納処分によつて差押された不動産の公売を、ヤフー株式会社が提供するインターネット官公庁オークションにて行います。公売の手続きや詳細については、インターネット上のヤフー官公庁オークション及び収納課(市役所1階)で確認をお願いします。

所在地 日の出2丁目348番地3

土地面積 168.89㎡
建物面積 57.69㎡
地目 宅地
都市計画 市街化区域
用途地域 第一種住居地域
建ぺい率 60%
容積率 200%
建物構造 木造平屋建
間取り 店舗・居宅
建築年月日 昭和30年10月
公売参加申込 2月13日(月)午後1時～24日(金)午後11時
入札期間 3月2日(金)午後1

時～9日(金)午後1時
※建物の現況床面積は、66.69㎡です。増築等の時期は不明です。建物に現在居住者はいません。内部は未確認です。建物東側に未登記の物置(22.57㎡)が設置され、物置の建築年月日は不明です。
★収納課 ☎1120

